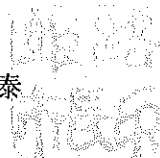


令和4年(2022年)11月24日

一般社団法人 姫路薬剤師会
会長 浦上 文男 様

姫路市長 清 元 秀 泰



「オンライン資格確認」の利用促進について(協力依頼)

平素は、本市保健福祉行政の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「オンライン資格確認」につきましては、令和5年4月からの導入原則義務化が閣議決定され、デジタル庁及び厚生労働省、総務省の連名により、各医療関係団体や地方公共団体に対し協力依頼がされてきたところです。

また、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を加速し、令和6年秋に健康保険証を廃止する方針が政府から示されたことから、本市においてもマイナンバーカードの取得や健康保険証登録が急増しているところです。加えて、本年10月からオンライン資格確認の加算変更が行われたことから、今後、医療機関及び薬局(以下「医療機関等」という。)において、マイナンバーカードを健康保険証として利用することを希望される利用者が更に増えることが見込まれます。

医療機関等の皆様におかれましては、「期限切れの保険証による受診で発生する過誤請求や、患者の資格情報の入力の手間が軽減され、事務コストが減少すること」や「患者の同意を得て、過去の薬剤情報や特定健診結果を閲覧することで、より良い医療を提供することができる」といったメリットがございます。また、医療情報化支援基金による医療機関等への補助に必要となる、顔認証付きカードリーダーの申込期限が令和4年12月末に迫っておりますことから、今一度、会員の皆様に対するオンライン資格確認等システムの導入の働きかけ等にご協力いただきたく、お願い申し上げます。

記

1 「オンライン資格確認」導入に向けた働きかけについて

「オンライン資格確認」では、オンラインで資格を確認することにより、保険医療機関等の窓口で、直ちに資格確認ができるようになり、失効した健康保険証による過誤請求の減少が期待できます。また、顔写真入りのマイナンバーカードに搭載されている利用者証明用電子証明書を活用することで、医療機関等において診療時における被保険者の確実な本人確認が可能になります。

さらに、オンライン資格確認等システムを通じて、患者本人の同意の下、医療機関等において薬剤情報や特定健診等情報等の閲覧が可能となり、より多くの情報をもとに診療や服薬管理が可能となります。

医療情報化支援基金による医療機関・薬局への補助の見直し

- 顔認証付きカードリーダーは、医療機関・薬局に無償提供（病院3台まで、診療所等1台）
- それ以外の費用は、補助を拡充※1（病院向けに補助上限の引上げ・診療所等向けに定額補助の実施）

※1 オンライン資格確認の導入を原則として義務化することに伴い、閣議決定を行った令和4年6月7日から令和4年12月末までに顔認証付きカードリーダーを申し込むとともに、令和5年2月末までにシステム事業者との契約を結んだ医療機関・薬局を対象（上記申込期限は最も遅いケースであり、医療機関等はより早期の申込や契約が必要。）
（従前どおり、令和5年3月末までに事業完了、同年6月末までに交付申請が必要）

	顔認証付き カードリーダー の申込時期	病 院			大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付が 月4万回以上の薬局)	診療所 薬局(大型チェーン 薬局以外)
顔認証付きカードリーダー 提供台数		3台まで無償提供			1台無償提供	1台無償提供
その他の費用 の補助内容	1台導入する場合	2台導入する場合	3台導入する場合			
	①令和3年4月 ～令和4年 6月6日	105万円を 上限に補助 ※事業額の210.1万円を 上限に、その1/2を補助	100.1万円を 上限に補助 ※事業額の200.2万円を 上限に、その1/2を補助	95.1万円を 上限に補助 ※事業額の190.3万円を 上限に、その1/2を補助	21.4万円を 上限に補助 ※事業額の42.9万円 を上限に、その1/2を 補助	32.1万円を 上限に補助 ※事業額の42.9万円を上 限に、その3/4を補助
	②令和4年 6月7日～	<u>210.1万円</u> を 上限に補助 ※事業額の <u>420.2万円</u> を 上限に、その <u>1/2</u> を補助	<u>200.2万円</u> を 上限に補助 ※事業額の <u>400.4万円</u> を 上限に、その <u>1/2</u> を補助	<u>190.3万円</u> を 上限に補助 ※事業額の <u>380.6万円</u> を 上限に、その <u>1/2</u> を補助	同上	基準とする事業額 42.9万円を上限に <u>実費補助</u>

※ その他の費用：(1)マイナンバーカードの読取・資格確認等のソフトウェア・機器の導入、(2)ネットワーク環境の整備、(3)レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修等。

※ 消費税分（10%）も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額

※ 令和3年3月末までに顔認証付きカードリーダーを申し込んだ医療機関・薬局については上限額まで実費を補助する特例を実施

※ ①の期間にカードリーダーを申し込んだ施設において、オンライン資格確認の運用が進んでいない状況に鑑み、迅速な運用を促進する観点から、令和4年6月7日から令和5年1月末までに運用開始した施設については、別途の補助を実施する（補助金交付済の施設を除く。別途の補助の内容は、①と②の差額とする）。

※ 補助の見直しについて。病院：過半数以上の病院が事業額の上限を超過していることを踏まえ、現行の補助上限額を見直し（補助率は1/2を維持）。診療所・薬局（大型チェーン薬局以外）：経営規模を踏まえ、実費補助とする。大型チェーン薬局：補助基準内にほぼ収まっていることから、現状を維持。